

令和5年1月26日

高松高等裁判所長官着任記者会見結果報告

1 日時

令和5年1月17日（火）午後1時30分～午後2時00分

2 出席者（司法記者）

別添「高松高等裁判所長官着任記者会見出席者名簿」のとおり

3 記者会見の内容

別添「高松高等裁判所長官着任記者会見要旨」のとおり

4 報道結果

(1) 新聞報道

別添の新聞記事の写しのとおり（朝日、読売、四国の3紙に掲載）

(2) テレビ報道

NHKニュース「ゆう6かがわ」（1月17日（火）午後6時10分から）

KSBニュース「News Park KSB」（1月17日（火）午後6時15分から）

OHKニュース「OHK Live News」（1月17日（火）午後5時48分から）

高松高等裁判所長官着任記者会見出席者名簿

令和5年1月17日(火)

高松高等裁判所大会議室(6階)

【記 者】

社 名	氏 名

【ムービー・音声担当】

社 名	氏 名

高松高等裁判所長官着任記者会見要旨

1 冒頭挨拶

このたび、1月10日付けで高松高等裁判所長官を拝命いたしました、岩井伸晃と申します。どうかよろしくお願ひいたします。

高松には、平成12年に広島高裁に勤務していた当時、四国の裁判所と中国地方の裁判所の協議会への出張で一度訪れたことがあり、道すがら垣間見た瀬戸内海の景色の神秘的で優美な美しさと、高松の方々の温かい人情とおもてなしの心に満ちたホスピタリティにいたく感動し、文化・歴史・美食の素晴らしさも含め、いつかゆっくり旅行等で訪ねたいと思っていたところ、今回、本格的に当地で勤務する機会を与えられ、大変光栄で嬉しく思っているところです。

四国管内の諸情勢を的確に把握した上で、皆様の御意見・御教示を十分に踏まえながら、四国における司法に求められる様々な課題に適切に対応していくよう努力してまいりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

2 代表質問（幹事社：毎日新聞、OHK岡山放送）

(1) 長官就任にあたっての抱負

裁判手続を利用する国民の皆様の目線に立った、頼りがいのある、紛争解決の実現力と納得度の高い裁判所の体制整備と機能強化を目指し、デジタル化の円滑な定着を含めた司法サービスへのアクセスの充実に向けて各方面の環境整備に努めてまいりたいと考えており、特に時代の要請であるデジタル化の推進による利用者の利便性の向上については、特に力点を置いて取り組んでまいりたいと思っております。

(2) 家族構成

配偶者、子はなく、係累は東京にいる母親一人です。

(3) 高松市や香川県の印象

冒頭の挨拶で申し上げたとおり、瀬戸内海の景色の神秘的で優美な美しさと、高松の方々の温かい人情とおもてなしの心に満ちたホスピタリティは大変すばらしいと印象深く思っており、今回も到着の日に宿泊した高松のホテルでタクシーを呼んでいただいたところ、ホテルの方がタクシー乗り場まで案内してくださり、タクシーが出発して見えなくなるまで見送ってくださったり、市役所での応対や説明もとても懇切丁寧で、そうした真心のこもった親切さにいたく感動し、本当に良い所に赴任できて幸運だと思っています。

【更問】

食べてみたいグルメなどはあるか。

【回答】

なんと言ってもうどんです。幼少の頃、親の転勤で関西地方にいたことがあるため、薄口しょうゆでかつお出汁の効いたつゆが好みで、早速ざるうどんときつねうどんを頂きましたがすばらしいおいしさでした。任期中は、様々なうどんを楽しみたいと思っており、「うどん漬け」になりそうです。

(4) 裁判官を志した理由

学生時代から文学が好きで、文学研究者の道も考えたことがありました。より具体的に公正な社会の実現に貢献できる仕事をと思い、法律の道に進みました。司法修習生の時に、裁判官と弁護士のいずれかで進路を考えましたが、双方の言い分を丁寧に聞いた上で公正中立な立場で最も妥当な解決を導くことのできる裁判官の仕事に魅力を感じ、また、そのメンタリティー等が自分に向いていると感じたため裁判官の道を選びました。

(5) 今まで関与した事件で印象深い事件

民事事件では、当事者にとって最善の紛争解決の在り方をよく考えいろいろアイデアを出しながら話し合いを進め、最終的に双方がWin-Winの関係になる和解が成立して当事者がとても喜んで感謝の言葉を述べてくださったり、後から代理人弁護士の方から御礼の電話を頂いたりしたときは、とても思

い出に残りましたし、行政事件では、立法・行政・司法の三権の関係と均衡を視野に入れながら司法の役割と立ち位置を突き詰めて考えることに醍醐味を感じ、民事・行政事件とも、対立が激しく上訴が確実視される事件で、当事者の心情に配慮しつつ説示の説得力に意を尽くした判決を丁寧に書いて上訴なく確定したときは、当事者の方にも御理解いただけたという充実感と達成感を感じるというのが印象深い出来事でした。また、最高裁調査官として、補助者の立場ではありますが、最高裁判事の方々による高度のアカデミックな議論と判例形成のプロセスに関与して勉強させていただいたことも、とても印象深く大きな財産となっています。

【更問】

印象深い事件について、具体的な事件があれば教えていただきたい。

【回答】

高校の部活での体罰やパワハラを苦に自殺した生徒の事件が印象に残っています。双方の主張の対立が激しい事件でしたが、体罰が法令上許されないことについて強いメッセージを付して丁寧に理由の説示を書いた判決を言い渡したところ、双方から上訴がなく事件が終了したので、双方の主張を丁寧に精査して応答したことや、裁判所の考えを真摯に伝えたことなどが当事者の御理解につながったのではないかという印象を持っています。

(6) 座右の銘

自戒・自制（自らを戒め、自らを省みる）

1件1件の判決を書くときにも常にこの思いで取り組んできましたし、裁判官には特に必要で重要な姿勢ではないかと考えておりますが、今回のような重責を担う役割を拝命したときこそまさに、この言葉の重みを噛みしめ、日々自問自答しながら諸問題への適切妥当な対応に努めてまいりたいと思っております。

(7) 香川県で訪れたい場所

瀬戸内海の島々や金刀比羅宮、栗林公園には是非行ってみたいと思っています。

(8) 趣味

オーケストラのコンサートやCDを聴くこと、赴任した土地の名所・名跡を訪ねて回り、様々な文化や歴史に触れることです。宇都宮地家裁の所長時代にも栃木県内の多数の名所・名跡を訪ねて充実した日々を過ごし、判事補時代に英国に留学した際には、大学が休みのときに英国内や近隣の欧州各国を訪ね、諸外国の多様な文化や歴史に触ることができ、視野を広げることができました。スポーツはテニス、読み物はシェークスピアが好きで、最近は猫やパンダの動画を見て癒されるのがマイブームです。

(9) 昨年、「特別保存」の裁判記録の廃棄が全国で発覚したが、今後の裁判記録の保存についてどのように取り組むか。

本件に関しては、報道もされているとおり、外部有識者で構成される第三者委員会が設置され、これまでの裁判所における特別保存の運用の在り方が適切であったか、また、適切な運用に向けた取組が十分であったかどうかを第三者の目から客観的に評価していただくことになり、その会合が行われている最中であると承知しています。事件記録等の廃棄の事案に関する今後の方針については、最高裁においてこの第三者委員会の意見を踏まえて検討することになると聞いています。今後示される最高裁の方針を踏まえ、事件記録の管理の適切な運用が将来にわたって確保できるよう尽力していきたいと考えています。

(10) 民事裁判のIT化の進捗と課題

民事訴訟のデジタル化について、高松高裁管内では、既に高裁、地裁本庁及び各地裁支部においてウェブ会議を活用した争点整理手続の運用が始まっています。また、高松地裁においては、今月下旬から、準備書面や書証の写し等を電子的方法により提出することができる民事裁判書類電子提出システム（mints）の運用開始が予定されています。

裁判事務のデジタル化については、システムの導入やデータの利活用にとどまらず、裁判手続全体の運用の見直しが課題と考えております。従前の事務にとらわれずデジタルの特性を活かせるように裁判手続全体の運用を見直すことで、裁判に関わる当事者の利便性を高めて負担を軽減するとともに、審理方法の工夫を通じて裁判の質の向上にもつなげていく必要があります。デジタル化によって「より良い司法サービスの提供」が行えるよう引き続き裁判所のデジタル化の取組を推進していきたいと考えています。

(11) 成年年齢の引下げに伴う裁判員制度の現状と課題

裁判員制度については、国民の皆様の高い意識と誠実な姿勢に支えられて、これまで概ね安定した運用が積み重ねられていると思っています。アンケートでも、裁判員経験者に対するアンケート結果では、裁判員に選ばれる前の気持ちについて消極的な意見が多いようですが、裁判員として裁判に参加した感想では「良い経験だった」という意見が9割を超えていると聞いています。もつとも、近年は、制度開始当初より裁判員候補者の辞退率が上昇している状況です。成年年齢の引下げに伴い、令和5年から18歳、19歳の方も裁判員に選任されることになりますが、こうした若い世代の方を含め、より多くの国民の皆様に高い参加意欲をもっていただくため、裁判員制度の意義や運用状況等について適切に情報発信する努力を続けていく必要があると考えています。この度の対象年齢の引下げを機に、高松高裁管内の各地方裁判所では、高校や大学を中心とした出前講義を積極的に行うなど情報発信を行っていると聞いており、今後もこうした取組みを続けていくことが大切であると考えていますし、報道機関の皆様にも御協力をいただきますようお願いします。

2 個別質問

(1) [REDACTED]

これまで、民事事件を主に担当されていたという理解でよいか。

【回答】

民事事件全般と行政事件に主に携わってきました。

(2)

民事裁判手続のIT化について、デジタル化されることでどのような課題が解決されるのか、また、どのような運営をしていきたいと考えているのか。

【回答】

従来から民事裁判では手続・審理に時間がかかることが課題とされており、これまで裁判所は審理の効率化に向けて努力を重ねてきました。今回のデジタル化は、スピーディーな情報共有・コミュニケーションを図ることができるという点で、この課題の克服と効率化を一気に前進させる契機となるツールであると考えています。他方で、裁判をする上では、当事者の意見を丁寧にくみ取り、充実した審理と適切な判断を行うことが重要です。そのため、今後は、効率化や利用のしやすさと審理の充実や適切な判断の確保を両立させて行っていくことを目指しており、デジタル化による裁判手続の運営については様々な御意見も踏まえて最善の方法とアプローチを考えていきたいと思っています。

【更問】

このIT化は、何年度までを目途に達成される予定か。

【回答】

達成には段階的な改正法の施行を待つ必要があり、その施行時期はまだ確定していませんので、それらの段階的な改正法の施行に向けて、順次速やかにデジタル化の施策を進めていきたいと考えています。

(3)

法務省民事局や内閣法制局ではどのような仕事をされていたのか。

【回答】

法務省民事局では主に立法に関する事務に携わっており、例えば成年後見制度に関する立法や製造物責任法の立法などに携わっていました。内閣法制

局では司法制度改革と民事基本法整備の諸法案の審査を担当しており、ロースクールや知財高裁の設立に関する法律の制定や行政事件訴訟法等の改正、民法・会社法・民事訴訟法・破産法等の民事基本法の改正に関する法案審査などを行っていました。